

令和元年10月31日

周南市大字徳山 5626-1
学校法人山口県桜ヶ丘学園

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月6日～令和6年11月5日

2. 内 容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付産前産後休業などの諸制度を周知し、妊娠中から産後・育児休業後の復職までサポートを行い、不安解消に努める。

<対策>

令和元年11月～ 妊娠中から復職までの諸制度を時期ごとに体系的にまとめて職員に周知する。

- ・産前、出産、産後、育児休業までの流れ
- ・育児休業中の流れ
- ・育児休業からの復職の流れ

目標2 男性職員の育児参加の推進

<対策>

令和元年11月～ 配偶者出産等の特別休暇の取得推進

令和元年11月～ 子の看護休暇の取得推進

令和元年11月～ 子の学校行事による年次有給休暇の取得推進

目標3 育児休業からの職場復帰支援

<対策>

令和元年11月～ 育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供

令和元年11月～ 育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。